

利用者のために

1 調査の概要

(1) 調査の目的

商業統計調査は、全国の商業（卸売業・小売業）を営む全ての事業所の分布状況、販売活動を把握し、さらに業種別、規模別、地域別などに区分し、商業の実態を明らかにすることを目的としている。

(2) 調査の根拠

統計法（昭和 22 年法律第 18 号）及びこれに基づく商業統計調査規則（昭和 27 年通商産業省令第 60 号）により、指定統計第 23 号として実施された。

(3) 調査の期日

平成 19 年 6 月 1 日現在

(4) 調査の範囲

日本標準産業分類「大分類 - J 卸売・小売業」に属する公営、民営の事業所を対象とする。

例えば、会社、官公庁、学校、工場などの構内にある別経営の事業所（売店等）、また、店舗を有しないで商品を販売する訪問販売、通信・カタログ販売などの事業所も調査の対象とする。

また、有料の公園、遊園地、テーマパーク内にある別経営の事業所については調査の対象とする。

しかし、民営の事業所であっても、駅の改札口内、劇場内、運動競技場内、有料道路内など料金を支払って出入りする有料施設内の事業所は調査の対象としない。

(5) 調査の方法

調査員が準備調査名簿に基づき、調査票を調査対象事業所に配布して、申告者が自ら記入する自計方式

商業事業所の本社・本店等の傘下の事業所の調査票を一括して作成し、経済産業省または都道府県へ直接提出する本社一括方式

2 用語の説明

(1) 事業所

原則として一定の場所（一区画）を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいう。

(2) 卸売業

小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所

産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として商品を大量または多額に販売する事業所

主として業務用に使用される商品（事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）、建設材料（木材、セメント、板ガラス、かわらなど）等）を販売する事業所

製造業の会社が、別の場所に経営している自己製品の卸売事業所（主として統括的管理的事務を行っている事業所を除く）

例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所となる。

商品を卸売し、かつ同種商品の修理を行う事業所

なお、修理料収入の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業とせず卸売業とする。
主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理または仲立を行う事業所（代理商、仲立業）

「代理商、仲立業」には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれる。

（３）小売業

個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所
産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所
商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所

なお、修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とする。
ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業（サービス業（他に分類されないもの））とする。この場合、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしない。

製造小売事業所（自店で製造した商品をその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）
例えば、菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐屋、調剤薬局など。

ガソリンスタンド

主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ販売の事業所）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所

別経営の事業所

官公庁、会社、工場、団体、劇場、遊園地などの中にある売店で他の事業所によって経営されている場合は、それぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

（４）従業者数

平成 19 年 6 月 1 日現在で、その事業所の業務に従事している従業者をいう。

従業者とは「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の計をいう。

（５）年間商品販売額

平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの 1 年間の商品販売額で、消費税を含む。

（６）年間商品手持額

平成 19 年 3 月末現在で、販売目的で保有しているすべての手持商品額（仕入時の原価による）。

（７）セルフサービス方式（小売業のみ）

セルフサービス方式とは、次の 3 つの条件を兼ね備えている場合をいい、当該事業所の売場面積の 50% 以上について下記の条件を採用している場合をいう。

客が値札等により各商品の値段が判るような表示方法をとっていること

店に備え付けられている買い物カゴ、ショッピングカート、トレーなどにより、客が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっていること

売り場の出口などに設置されている精算所（レジ）において、客が一括して代金の支払いを行うシステムになっていること

（８）売場面積（小売業のみ）

平成 19 年 6 月 1 日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗（テナント）分は除く）をいう。

ただし、牛乳小売業、自動車小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業の事業所については売場面積の調査を行っていない。

3 事業所の産業の決定について

事業所を産業分類別に集計するための産業の決定（格付け）方法は、次のとおり。

（１）一般的な方法

取扱商品が単品の場合は、商品分類番号 5 桁のうち上位 4 桁で細分類を決定する。

取扱商品が複数の場合は、商品分類番号上位 2 桁の卸売品目（50～54）と小売品目（55～60）でいずれの販売額が多いかによって卸売業か小売業に決定する。

産業分類の格付けについては、商品分類番号上位 2 桁の販売額で分類集計し、その最も大きい上位 2 桁によって中分類（2 桁分類）を決定し、同様に上位 3 桁、上位 4 桁と順に分類し、細分類（4 桁分類）を格付けする。

（２）例外的な方法

卸売業

ア 「4911 各種商品卸売業(従業者が常時 100 人以上のもの)」

別表 1 の財別（生産財、資本財、消費財）の 3 財にわたる商品を卸売し、各財の販売額がいずれも卸売販売総額の 10% 以上で、従業者が 100 人以上の事業所。

イ 「4919 その他の各種商品卸売業」

別表 1 の財別（生産財、資本財、消費財）の 3 財にわたる商品を卸売し、各小分類の販売額がいずれも卸売販売総額の 50% 未満で、従業者が 100 人未満の事業所。

なお、上記ア、イについて、生産財、資本財、消費財の 3 財にわたる商品を扱っていても、生産財の品目が「524 再生資源卸売業」のみ、消費財の品目が「549 他に分類されない卸売業」のみの場合は、一般的な方法による卸売業格付けとする。

別表 1

	生産財	資本財	消費財
産業 小 分 類	501 繊維品 (衣服、身の回り品を除く)	521 建築材料	502 衣服・身の回り品
	522 化学製品	531 一般機械器具	511 農畜産物・水産物
	523 鉱物・金属材料	532 自動車	512 食料・飲料
	524 再生資源	533 電気機械器具	541 家具・建具・じゅう器等
		539 その他の機械器具	542 医薬品・化粧品等
			549 他に分類されない卸売

ウ 「5497 代理商、仲立業」

「年間商品販売額」と「その他の収入額の仲立手数料」を比較し、仲立手数料が多い場合に「代理商、仲立業」とする。

小売業

ア 「5511 百貨店、総合スーパー」

別表 2 の衣（中分類 56）、食（中分類 57）、住（中分類 58・59・60）にわたる商品を小売りし、衣、食、住の各販売額がいずれも小売販売総額の 10% 以上 70% 未満で、従業者が 50 人以上の事業所をいう。

イ 「5599 その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）」

別表2の衣（中分類56）食（中分類57）住（中分類58・59・60）にわたる商品を小売りし、衣、食、住の各販売額がいずれも小売販売総額の50%未満で、従業者が50人未満の事業所をいう。

別表2

	衣	食	住
産業 中分類	56 織物・衣服・ 身の回り品	57 飲食料品	58 自動車・自転車 59 家具・じゅう器・機械器具 60 その他

ウ 「5711 各種食料品小売業」

中分類「57 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、小分類「572～579」までのうち、3つ以上の小分類に該当する商品を小売りし、そのいずれもが「飲食料品小売販売額」の50%に満たない事業所。

エ 「5791 コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」

「57 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、セルフサービス方式を採用していて、売場面積が30㎡以上250㎡未満で、営業時間が14時間以上の事業所をいう。

オ 「6091 たばこ・喫煙具専門小売業」

「60911 たばこ・喫煙具」の販売額が小売販売総額の90%以上の事業所をいう。

4 利用上の注意

(1) 平成11年調査は、全国全ての事業所を対象にした総務庁（現総務省）所管の「事業所・企業統計調査」との同時調査により実施し、既設の事業所の捕捉を行っている。このため、数値を時系列で使用する際には留意を要する。

(2) 統計表中の記号・表示

「X」----- 1又は2の事業所に関する数値であり、個々の申告者の秘密が漏れる恐れがあるため秘匿した箇所。また、3以上の事業所に関する数値であるが、前後の関係から秘匿の数値が判明するため秘匿した箇所（関連秘匿）

「-」----- 該当数値なし

「0.0」---- 単位未満

「 」----- 減少したもの

(3) 端数処理について

四捨五入を行っていることから、合計の数値と内訳を積み上げた数値が一致しない場合がある。

(4) 「不詳」について

統計表中にある「不詳」とは、当該項目について調査をしていないことを表わしている。

(5) この統計表の数値は、市が独自に集計したもので、経済産業省が公表した数値及び埼玉県が公表した数値と相違する場合がある。